

～事業主（給与支払者）の皆様へ～

個人住民税の特別徴収について

○ 特別徴収制度とは

事業主（給与支払者）が、毎月の給与を支払う際に、従業員の個人住民税（県民税＋市町村民税）を給与から天引きして、従業員の住所地の市町村に納めていただく制度です。

ただし、所得税の源泉徴収とは異なり、納める税額は市町村から事前に通知しますので税額計算や年末調整をする手間はかかりません。

○ 特別徴収の事務

毎年5月に特別徴収義務者（※）あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給与から天引きし、翌月の10日までに合計額を各従業員の住所地の市町村へ納めていただきます。

※ 市町村は地方税法の規定により事業主（給与支払者）を特別徴収義務者として指定します。

○ 特別徴収制度はたいへん便利な制度です

個人住民税の特別徴収制度は、

- ・ 所得税のような納める税額の計算や年末調整をする手間がかからないこと
- ・ 従業員の方が個々に納税のために金融機関等に行く手間が省けること
- ・ 住民税の納め忘れがなくなること
- ・ 普通徴収の納期が原則として年4回であるのに対し、特別徴収は年12回と1回あたりの負担額が少なくてすむこと

など、納税義務者である従業員の方にとって、たいへん便利な制度です。

○ 納期の特例があります

従業員の数が常時10人未満の事業所には、申請により年12回の納期を年2回とすることができる制度もあります（納期の特例の承認）。

○ 特別徴収を実施する場合の書類の提出先は

特別徴収関係届出書の提出先は各市町村住民税担当課に。

事業主の皆様には、法令に基づく適正な特別徴収の実施をお願いします。

お問い合わせ先

各市町村住民税担当課